

## 「インバウンド誘客戦略事業」業務委託 に対する質問と回答について

	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領8(2)	「③商業登記事項証明書」は履歴事項証明書のことか。	履歴事項証明書でかまいません。
2		「⑦業務実績(様式第4号)」について、「実績を示す資料(契約書、報告書の概要等、コピー可)を添付すること。」とあるが、企画提案書も含むか。	実績を示す資料の提出は、契約相手方、履行期間、契約金額及び業務内容(※)を確認することを目的としています。 したがって、資料の指定はありませんが、目的に沿った資料をご提出ください。 (※業務内容は、「インバウンドの誘客促進にかかる戦略策定業務」又は「戦略策定業務以外のインバウンド誘客促進にかかる業務」が含まれていることについて確認をします。)
3		「契約書」は、「秘密保持契約」の部分に関わってくると考えられるが、提出すべきか。 また、「契約書」を提出する場合、一部抜粋でも可能か。契約先との「秘密保持契約」にも関わってくるため、金額等は提出しなくてもよいか。	上記に記載するとおり、「契約書」の提出は必須ではございません。上記に記載している目的に沿った資料をご提出ください。 (参考) 提出書類「⑦業務実績(様式第4号)」については、参加資格の有無を確認するために使用するほか、一次審査(書類審査)において使用します。 参加資格の有無については、実施要領7(8)「過去に、国又は地方公共団体が発注する類似の業務(インバウンド誘客促進のための戦略策定業務又は戦略策定以外のインバウンド誘客促進にかかる業務)の実績があること。」について確認をします。 なお、評価にあたっては、提出された実績のうち、「インバウンドの誘客促進にかかる戦略策定業務」と「戦略策定業務以外のインバウンド誘客促進にかかる業務」について、本業務と同等の各10件程度を優先します。
4		業務の一部を外部に委託(再委託)する予定の場合、実施要領8(2)②~⑦の書類は、業務の一部を委託する予定の企業についても提出が必要か。	「参加申込書兼誓約書(様式第1号)」を提出する企業のみ提出してください。 再委託先の企業については提出は不要です。 ただし、業務の一部を委託する予定である場合は、「業務執行体制(様式第5号)」に、委託する業務内容が分かるように記載してください。